

## 事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報				令和	1	年度
事業番号	67		事業名	交通政策費		
担当課	企画課		担当係	交通政策係		
総合計画に最も関連ある施策	施策	3	安心安全な暮らしづくり	連絡先	0858-76-0212	
	施策体系	2	道路・交通環境の充実	事業区分	<input type="checkbox"/> 新規	
	主な事業	タクシー利用費助成、各種団体負担金・補助金			<input checked="" type="checkbox"/> 継続	
予算区分	款	2	総務費	事業実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 八頭町	
	項	1	総務管理費		<input type="checkbox"/> その他	
	目	18	交通政策費	計画期間	開始	—
	事業	67	交通政策費		終了	—

### 2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載。 町民、公共交通関係団体		
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載。 自家用車や鉄道・バスでの外出が困難な町民に対してタクシー利用費の助成を行うことにより、日常生活における移動手段の確保、利便性の向上を図るとともに、外出することによる健康保持を図る。また、日本交通(株)が運営する若桜線を維持するため、運営経費等に対する支援を行い、公共交通の維持・確保を図る。		
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載。 タクシー利用者に対する利用費助成 公共交通関係団体への運営費支援		
事業の手段	どうする方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載。 タクシー利用者に対する利用費の3分の2助成、日本交通若桜線維持のための運営赤字補てん、公共交通関係団体への運営費支援		
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載。 町民が快適で安全な生活を送るため、各種公共交通機関の維持・確保及び利便性の向上を図る。		
根拠法令等	4	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし	法令等名→ 八頭町バス運行対策費補助金交付要綱、八頭町タクシー利用費助成事業実施要綱

### 3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし
	A	人	タクシー利用費助成制度利用登録者数
	B		
	C		
	D		
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし
	A	人	タクシー利用延べ人数
	B		
	C		
	D		

### 4 コスト

区分		単位	H28年度	H29年度	H30年度		R1年度		R2年度
			実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	A	人	987	1,012	1,050	1,067	1,090	1,106	1,130
	B								
	C								
	D								
成果指標	A	人	14,108	14,489	15,000	14,560	15,200	13,404	15,400
	B								
	C								
	D								
トータルコスト		千円	14,364	16,699	17,355	15,630	17,361	16,840	17,361
担当職員数		人	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
職員人件費		千円	800	800	800	800	800	800	800
事業費		千円	13,564	15,899	16,555	14,830	16,561	16,040	16,561
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円							
	県支出金(交付金・補助金)	千円							
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円							
	一般財源(単町費)	千円	13,564	15,899	16,555	14,830	16,561	16,040	16,561

## 事務事業計画書兼評価表(B表)

<b>5 実施活動内容・成果(到達点)</b>	令和	1	年度
<b>実施活動内容・成果(到達点)</b>	実施活動内容(具体的に)		
	鉄道やバスでの外出が困難な方に対して、タクシー利用費の3分の2(最低個人負担額300円、最高個人負担額1,000円)の助成を行った。また、公共交通の維持・確保を図るため、公共交通関係団体に対する運営費支援を行った。		
	成果(具体的に)		
自家用車を利用して外出することが困難な方に対して、日常生活における公共施設・商店・病院等への移手段の確保を図ることができている。			

### 6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
<b>必要性</b> (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	日常生活における町民の移手段の確保と利便性の向上を図るため、鉄道やバスを利用して外出することが困難な町民に対するタクシー利用助成や公共交通関係団体に対する運営費支援の必要性は高い。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
<b>妥当性</b> (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	町民の生活における移手段の確保を図るため、公共交通機関の維持・確保や利便性の向上は行政が行わなければならない取組である。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
<b>効率性</b> (コスト削減の余地は無いか)	7	20	①効率的である	タクシー利用費助成は、利用者数や利用回数が増加するほど町の支出(助成額)も増加するため、効率性は低い。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
<b>緊急性</b> (他事業に優先し実施する必要があるか)	13	20	①緊急性が高い	移手段の確保は、町民が基本的な日常生活を送るうえで必要不可欠なものであり、緊急性は高い。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
<b>成果</b> (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	登録者・利用者ともに増加しており、町民の移手段の確保と利便性の向上という点において成果は上がっている。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
<b>2</b>	1、拡充する	80点以上	<b>73</b> 評価点による判定	タクシー利用費用の助成を行うことにより、鉄道やバス等では外出することが困難な方の移手段の確保を図ることができている。また、公共交通団体への運営費等の支援を行うことにより、バス等の公共交通機関の維持・確保を行うことができている。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点		
	4、見直しの上縮小する	40～49点	<b>2</b>	
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
<b>2</b>	1、拡充する	本事業においては、タクシー利用費の助成、民間交通事業者への財政的支援、各種交通関係協議組織の運営など、町民の生活交通を確保するための取組を行っている。高齢化率の高い本町においては、生活交通の確保は重要な施策であり、町民の方々の生活における利便性の向上のためには、鉄道・バス・タクシーの各公共交通機関の特徴を活かした総合的できめ細かな対策が必要であるとする。活動指標を見るに、タクシー利用費助成制度の登録者数が年々増加しており、高齢者が増加するなかにあつて本制度が町民ニーズに適ったものであることがうかがえる。本制度は、日常生活を営むうえで必要な買い物・通院や公共交通機関への移動等に係るタクシー利用費の2/3を助成するものであるが、スーパーや商店、医院、公共交通機関等から遠く離れて居住する方々とそうでない方とでは、1/3の個人負担額に大きな格差があり、制度利用に係る課題となっていた。この居住地による個人負担の格差是正を図るため、これまで最低個人負担額や最高個人負担額の設定変更や新設などを通じて、課題の解消につなげてきたところである。今後も、町民ニーズに沿った効果的な事業運営となるよう、随時、制度内容の見直し等を行っていただきたい。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

### 7 課題及び今後の方向性

<b>課題</b>	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所
	今後、人口減少や高齢化の進行などにより財政的負担は増加していくと思われるが、自家用車での外出が困難な方の移手段を確保するためには、支援を継続的に実施していく必要がある。
<b>今後の方向性</b>	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか
	利用者のニーズを的確に把握し、個人負担の在り方など制度内容について継続的な検討を行いながら、持続的な支援を行っていく。また、令和2年度から相乗り利用者の利用費用1割引の適用を開始しており、利用者への周知を進めることで利便性をさらに高めていく。